

持続可能な開発目標（SDGs）推進本部の設置について

平成 28 年 5 月 20 日
閣 議 決 定

1. 持続可能な開発目標（SDGs）に係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成員は次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長　内閣総理大臣
副本部長　内閣官房長官、外務大臣
本部員　他の全ての国务大臣
3. 関係行政機関相互の機動的な連携を図るため、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で本部長の指定する官職にある者とする。
4. 本部及び幹事会の庶務は、外務省その他関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、本部及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。